

○国土交通省令第九十五号

広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第三十一号）の施行に伴い、並びに広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成十九年法律第五十二号）第二条第一項第一号へ及び第二項第四号、第五条第十項（同条第十三項において準用する場合を含む。）、第二十二条第十項（同条第十四項において準用する場合を含む。）並びに第三十二条第一項の規定に基づき、広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十月三十一日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律施行規則の一部を改正する省令

広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律施行規則（平成十九年国土交通省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていない

ものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(広域的特定活動)</p> <p>第一条 広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項第一号への国土交通省令で定める活動は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 当該活動が行われる地域外の全国における都市の住民を対象とする、農山漁村への移住を促進する活動又は我が国若しくは地域の固有の自然、文化等に関する体験の機会を提供する活動</p> <p>三〇五 (略)</p> <p>(拠点施設)</p> <p>第三条 法第二条第二項第四号の国土交通省令で定める施設は、一団地の住宅施設、宿泊施設、特定居住者の共同利用に供する事務所、事業所その他の業務施設又は特定居住者と地域住民との交流の促進に資する施設とする。</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p>	<p>(広域的特定活動)</p> <p>第一条 広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項第一号ホの国土交通省令で定める活動は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 当該活動が行われる地域外の全国における都市の住民を対象とする、農山漁村への移住若しくは都市における住所のほか農山漁村に居所を有することを促進する活動又は我が国若しくは地域の固有の自然、文化等に関する体験の機会を提供する活動</p> <p>三〇五 (略)</p> <p>(拠点施設)</p> <p>第三条 法第二条第二項第六号の国土交通省令で定める施設は、次の各号に掲げる活動の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 第一条第一号に掲げる活動 教養文化施設、スポーツ施設その他の同号に規定する催しが実施される施設</p> <p>二 第一条第二号に掲げる活動 交流施設、集会施設又は体験学習施設</p> <p>三 第一条第三号に掲げる活動 商業施設その他の同号に規定する事業活動を行うための事業場として相当数の事業者が利用するための施設又は医療施設</p> <p>四 第一条第四号に掲げる活動 流通業務施設</p> <p>五 第一条第五号に掲げる活動 同号に規定する活動の拠点となる施設として国土交通大臣が認めるもの</p> <p>六 前条に掲げる活動 交通施設（拠点施設関連基盤施設整備事業の</p>

2||

法第二条第二項第七号の国土交通省令で定める施設は、次の各号に掲げる活動の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 第一条第一号に掲げる活動 教養文化施設、スポーツ施設その他の同号に規定する催しが実施される施設
- 二 第一条第二号に掲げる活動 交流施設、集会施設又は体験学習施設
- 三 第一条第三号に掲げる活動 商業施設その他の同号に規定する事業活動を行うための事業場として相当数の事業者が利用するための施設又は医療施設
- 四 第一条第四号に掲げる活動 流通業務施設
- 五 第一条第五号に掲げる活動 同号に規定する活動の拠点となる施設として国土交通大臣が認めるもの
- 六 前条に規定する活動 交通施設（拠点施設関連基盤施設整備事業の対象となる施設を除く。）又は流通業務施設

(削る)

(広域的地域活性化基盤整備計画が適合すべき拠点施設関連基盤施設整備事業に関する方針又は計画)

第六条 法第五条第四項の国土交通省令で定める拠点施設関連基盤施設整備事業に関する方針又は計画は、次に掲げるものとする。

- 一 (略)
- 二 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三条の二第一項に規定する基本方針及び同法第三条の三第一項に規定する港湾計画
- 三 (略)
- 四 河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十六条第一項に規定する河川整備基本方針及び同法第十六条の二第一項に規定する河川整備計画
- 五 (略)

対象となる施設を除く。）又は流通業務施設（新設）

第六条 削除

(広域的地域活性化基盤整備計画が適合すべき拠点施設関連基盤施設整備事業に関する方針又は計画)

第七条 法第五条第四項の国土交通省令で定める拠点施設関連基盤施設整備事業に関する方針又は計画は、次に掲げるものとする。

- 一 (略)
- 二 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三条の二に規定する基本方針及び同法第三条の三に規定する港湾計画
- 三 (略)
- 四 河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十六条に規定する河川整備基本方針及び同法第十六条の二に規定する河川整備計画
- 五 (略)

(他の都道府県の意見を聴く事業)

第七条 法第五条第七項(同条第十三項において準用する場合を含む)。

一)の国土交通省令で定める事業は、第四条第一号に掲げる事業とする。

(特定非営利活動法人又は一般社団法人若しくは一般財団法人に準ずる者)

第八条 法第五条第八項(同条第十三項において準用する場合を含む)。

一)の国土交通省令で定める者は、次に掲げるものとする。

一〜三 (略)

(広域的地域活性化基盤整備計画の作成等の提案)

第九条 法第五条第十項(同条第十三項において準用する場合を含む)。

一)の規定により広域的地域活性化基盤整備計画の作成の提案を行おうとする市町村は、次に掲げる事項を記載した提案書に当該提案に係る広域的地域活性化基盤整備計画の素案を添えて、都道府県に提出しなければならない。

一 市町村の名称

二 法第二十二条第一項に規定する特定居住拠点施設に関する事項及び特定居住重点地区の区域

(特定非営利活動法人又は一般社団法人若しくは一般財団法人に準ずる者)

第十八条 法第二十二條第十項(同条第十四項において準用する場合を含む)。

一)の国土交通省令で定める者は、次に掲げるものとする。

一 営利を目的としない法人格を有しない社団であつて、代表者の定めがあり、かつ、地域における良好な居住環境の形成を図る活動を行うことを目的とするもの

二 地方公共団体が資本金の二分の一以上を出資している株式会社で

(他の都道府県の意見を聴く事業)

第八条 法第五条第七項(同条第十一項において準用する場合を含む)。

一)の国土交通省令で定める事業は、第四条第一号に掲げる事業とする。

(特定非営利活動法人又は一般社団法人若しくは一般財団法人に準ずる者)

第九条 法第五条第八項(同条第十一項において準用する場合を含む)。

一)の国土交通省令で定める者は、次に掲げるものとする。

一〜三 (略)

(新設)

(新設)

、公的賃貸住宅等（地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成十七年法律第七十九号）第二条第一項に規定する公的賃貸住宅等をいう。次号において同じ。）の整備及び管理に関する事業を営むもの

三 前二号に掲げるもののほか、地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備及び管理を推進する観点から必要と認められる事業又は事務を実施する者として、市町村長が指定したもの

（特定居住促進計画の作成等の提案）

第十九条 法第三十二条第一項の規定により特定居住促進計画の作成又は変更の提案を行おうとする支援法人は、その名称又は商号及び主たる事務所の所在地を記載した提案書に当該提案に係る特定居住促進計画の素案を添えて、市町村に提出しなければならない。

（新設）

附 則

この省令は、広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和六年十一月一日）から施行する。